

女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況の  
フォローアップ

## &lt;ポイント&gt;

- 国家公務員の平成29年7月時点の登用状況は、いずれの役職段階においても、女性の占める割合が調査開始以降、最高数値 **別添1**
- 平成28年度において新たに育児休業を取得した男性職員の割合（取得率）及び「男の産休」5日以上使用率（「配偶者出産休暇」（2日）と「育児参加のための休暇」（5日）を合わせて5日以上使用した割合）も、調査開始以降、最高数値（いずれも前年度から大幅に増加） **別添2**

## 1 公表の趣旨

各府省等は、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）に定める目標の達成に向けて、「採用昇任等基本方針」（平成26年6月24日閣議決定）、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）等を踏まえ、男女全ての職員のワークライフバランスの実現に取り組んでいるところ。

今般、女性国家公務員の登用状況及び平成28年度の国家公務員の育児休業等の取得状況について、フォローアップを行った。

## 2 実施結果（概要）

項目	昨年把握した数値	今回のフォローアップで把握した現状値	第4次男女共同参画基本計画に定める成果目標（期限）
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合			
指定職相当	3.6%（平成28年7月）	3.8%（平成29年7月）	5%（平成32年度末）
本省課室長相当職	4.1%（平成28年7月）	4.4%（平成29年7月）	7%（平成32年度末）
地方機関課長・本省課長補佐相当職	9.4%（平成28年7月）	10.1%（平成29年7月）	12%（平成32年度末）
係長相当職（本省）	23.9%（平成28年7月）	24.2%（平成29年7月）	30%（平成32年度末）
国家公務員の育児休業取得率			
男性職員	5.5%（平成27年度）	8.2%（平成28年度）	13%（平成32年）
女性職員	100.3%（平成27年度）注1	99.9%（平成28年度）	—
配偶者出産休暇、育児参加のための休暇使用率			
配偶者出産休暇	73.1%（平成27年度）	77.5%（平成28年度）	—
育児参加のための休暇	43.5%（平成27年度）	56.9%（平成28年度）	—
配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上使用	30.8%（平成27年度）	39.1%（平成28年度）	<100%>注2

注1 新規取得者数には、例えば、平成28年度については、平成25～27年度に取得可能となった職員が平成28年度中に新たに育児休業を取得した場合を含むため、取得率が100%を超えることがある（別添2の8ページ注1～注3参照）。

注2 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」において、全ての男性職員が配偶者出産休暇、育児参加のための休暇を合わせて5日以上取得することが目標とされている。

【連絡先】内閣官房内閣人事局

女性活躍促進・ダイバーシティ担当

中妻、西野、林、伊藤 電話 03-6257-3749（直通） FAX 03-3502-0603

女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況の

フォローアップ

【別添資料】

別添 1	女性国家公務員の登用状況	1
資料 1-1	府省等別女性国家公務員登用状況	2
資料 1-2	府省等別女性国家公務員登用状況（本省課室長相当職）	3
資料 1-3	府省等別女性国家公務員登用状況 （国の地方機関課長・本省課長補佐相当職）	4
資料 1-4	府省等別女性国家公務員登用状況（係長相当職（本省））	5
資料 1-5	○ 指定職相当における女性国家公務員の登用状況	6
	○ 女性職員が就いている指定職官職名一覧	7
別添 2	国家公務員の育児休業等の取得状況	8
資料 2-1	国家公務員の育児休業の新規取得状況	1 1
資料 2-2	配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況	1 2

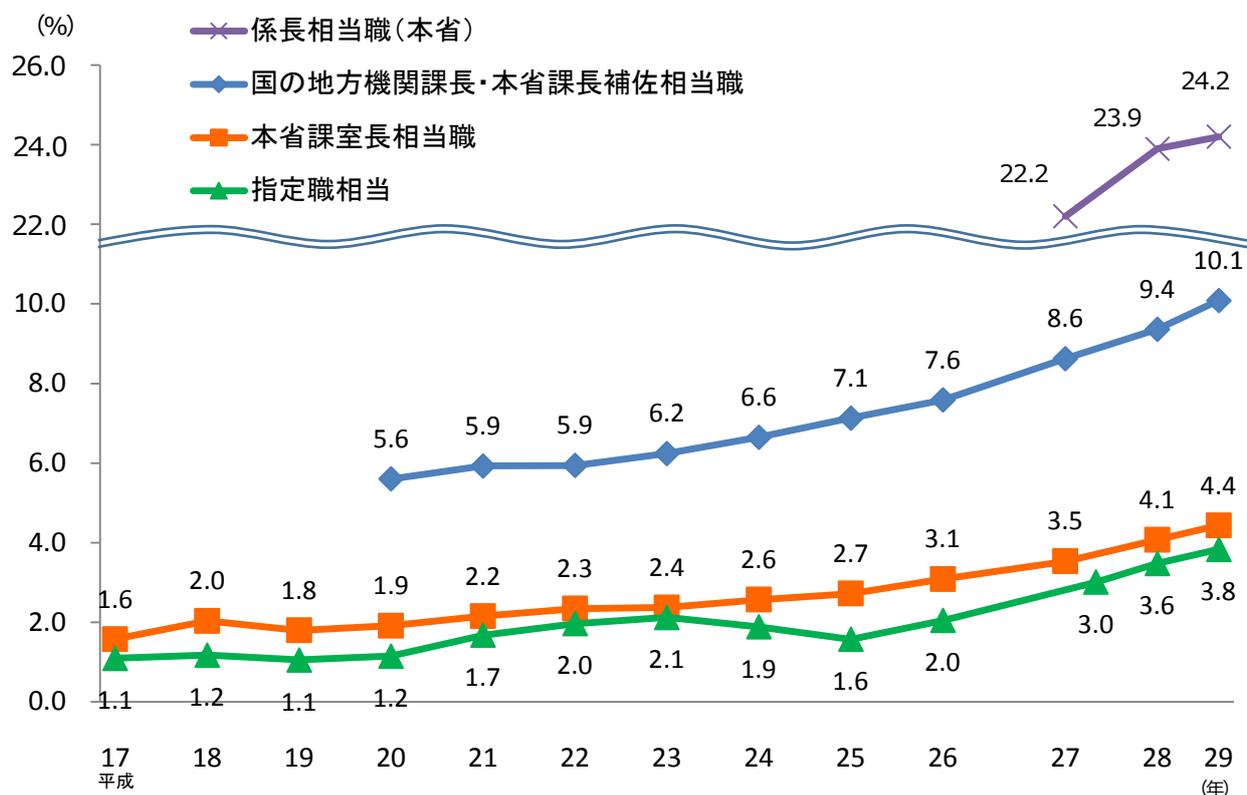
## 女性国家公務員の登用状況

- 指定職相当に占める女性の割合は3.8%（平成29年7月31日現在）  
（前年7月31日現在から0.2ポイント増）（資料1-5（6ページ））
- 本省課室長相当職に占める女性の割合は4.4%（平成29年7月1日現在）  
（前年7月1日現在から0.3ポイント増）（資料1-2（3ページ））
- 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性の割合は10.1%（平成29年7月1日現在）  
（前年7月1日現在から0.7ポイント増）（資料1-3（4ページ））
- 係長相当職（本省）に占める女性の割合は24.2%（平成29年7月1日現在）  
（前年7月1日現在から0.3ポイント増）（資料1-4（5ページ））

	総数 (人)(a)	うち女性 (人)(b)	女性の割合 (%) (b/a)
指定職相当 (平成29年7月31日現在)	1,015	39	3.8
本省課室長相当職 (平成29年7月1日現在)	13,848	614	4.4
国の地方機関課長・ 本省課長補佐相当職 (平成29年7月1日現在)	75,584	7,624	10.1
係長相当職(本省) (平成29年7月1日現在)	16,271	3,945	24.2

（参考）国家公務員総数に占める女性の割合は18.6%（平成29年7月1日現在）（資料1-1、2ページ）

## ○ 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の推移



注1 平成17年から平成26年までは1月時点の割合である。

注2 平成27年は、係長相当職（本省）、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職及び本省課室長相当職は7月時点の割合であり、指定職相当は11月時点の割合である。

注3 平成28年及び平成29年は7月時点の割合である。

## 府省等別女性国家公務員登用状況

(平成29年7月1日現在)

	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	本省課室長相当職			国の地方機関課長・ 本省課長補佐相当職			係長相当職(本省)		
				総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)
内閣官房	961	127	13.2	154	8	5.2	302	23	7.6	331	51	15.4
内閣法制局	65	11	16.9	25	0	0.0	9	2	22.2	17	5	29.4
内閣府	2,213	434	19.6	252	15	6.0	605	64	10.6	341	102	29.9
宮内庁	704	113	16.1	42	1	2.4	87	2	2.3	295	33	11.2
公正取引委員会	776	170	21.9	64	5	7.8	142	13	9.2	276	58	21.0
国家公安委員会 (警察庁)	7,915	745	9.4	921	9	1.0	1,286	34	2.6	1,187	145	12.2
個人情報保護委員会	79	24	30.4	10	1	10.0	25	5	20.0	24	8	33.3
金融庁	1,356	272	20.1	134	5	3.7	455	49	10.8	477	112	23.5
消費者庁	298	103	34.6	24	4	16.7	81	21	25.9	111	49	44.1
復興庁	188	19	10.1	21	0	0.0	63	2	3.2	51	10	19.6
総務省	4,622	931	20.1	510	12	2.4	1,209	105	8.7	995	289	29.0
法務省	47,512	9,231	19.4	1,028	79	7.7	5,458	548	10.0	550	103	18.7
外務省	5,654	1,610	28.5	634	36	5.7	1,966	412	21.0	812	416	51.2
財務省	68,217	14,222	20.8	3,176	135	4.3	29,380	3,731	12.7	991	206	20.8
文部科学省	1,914	466	24.3	350	27	7.7	530	93	17.5	692	214	30.9
厚生労働省	26,605	6,764	25.4	767	71	9.3	6,692	753	11.3	1,567	390	24.9
農林水産省	20,312	3,006	14.8	845	28	3.3	6,724	350	5.2	1,976	535	27.1
経済産業省	7,593	1,733	22.8	1,249	114	9.1	2,903	505	17.4	1,261	408	32.4
国土交通省	55,228	6,013	10.9	2,649	34	1.3	13,560	639	4.7	2,657	350	13.2
環境省	2,753	426	15.5	237	9	3.8	911	78	8.6	481	123	25.6
防衛省	13,699	3,341	24.4	501	7	1.4	2,662	118	4.4	735	173	23.5
人事院	575	176	30.6	86	10	11.6	167	34	20.4	113	45	39.8
会計検査院	1,138	285	25.0	169	4	2.4	367	43	11.7	331	120	36.3
合 計	270,377	50,222	18.6	13,848	614	4.4	75,584	7,624	10.1	16,271	3,945	24.2

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 「本省課室長相当職」及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」の数値は「一般職国家公務員在職状況統計表(平成29年7月1日現在)」(内閣人事局)、「係長相当職(本省)」及び防衛省の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成

3 「本省課室長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表(一)5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職(本省)」とは同俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。

4 「係長相当職(本省)」については、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、将来指導的地位に登用される候補者の目標として新たに定められたものである。

## 府省等別女性国家公務員登用状況（本省課室長相当職）

（平成29年7月1日現在）

	平成29年7月1日現在			（参考）平成28年7月1日現在		
	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)
内閣官房	154	8	5.2	146	9	6.2
内閣法制局	25	0	0.0	25	0	0.0
内閣府	252	15	6.0	241	13	5.4
宮内庁	42	1	2.4	44	1	2.3
公正取引委員会	64	5	7.8	65	5	7.7
国家公安委員会（警察庁）	921	9	1.0	923	7	0.8
個人情報保護委員会	10	1	10.0	9	0	0.0
金融庁	134	5	3.7	130	4	3.1
消費者庁	24	4	16.7	24	4	16.7
復興庁	21	0	0.0	20	0	0.0
総務省	510	12	2.4	503	12	2.4
法務省	1,028	79	7.7	1,030	62	6.0
外務省	634	36	5.7	626	31	5.0
財務省	3,176	135	4.3	3,155	115	3.6
文部科学省	350	27	7.7	329	29	8.8
厚生労働省	767	71	9.3	768	77	10.0
農林水産省	845	28	3.3	857	26	3.0
経済産業省	1,249	114	9.1	1,196	99	8.3
国土交通省	2,649	34	1.3	2,614	32	1.2
環境省	237	9	3.8	232	10	4.3
防衛省	501	7	1.4	489	6	1.2
人事院	86	10	11.6	83	11	13.3
会計検査院	169	4	2.4	174	4	2.3
合計	13,848	614	4.4	13,683	557	4.1

注1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）及び公安職俸給表（二）の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 「一般職国家公務員在職状況統計表（平成29年7月1日現在）」（内閣人事局）に基づき作成。防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成

3 「本省課室長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員をいう。

府省等別女性国家公務員登用状況（国の地方機関課長・本省課長補佐相当職）  
（平成29年7月1日現在）

	平成29年7月1日現在			（参考）平成28年7月1日現在		
	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)
内閣官房	302	23	7.6	293	18	6.1
内閣法制局	9	2	22.2	9	2	22.2
内閣府	605	64	10.6	601	67	11.1
宮内庁	87	2	2.3	84	1	1.2
公正取引委員会	142	13	9.2	135	13	9.6
国家公安委員会(警察庁)	1,286	34	2.6	1,300	34	2.6
個人情報保護委員会	25	5	20.0	17	0	0.0
金融庁	455	49	10.8	458	44	9.6
消費者庁	81	21	25.9	86	19	22.1
復興庁	63	2	3.2	57	1	1.8
総務省	1,209	105	8.7	1,186	97	8.2
法務省	5,458	548	10.0	5,411	485	9.0
外務省	1,966	412	21.0	1,878	368	19.6
財務省	29,380	3,731	12.7	29,564	3,454	11.7
文部科学省	530	93	17.5	523	80	15.3
厚生労働省	6,692	753	11.3	6,785	723	10.7
農林水産省	6,724	350	5.2	6,511	312	4.8
経済産業省	2,903	505	17.4	2,886	493	17.1
国土交通省	13,560	639	4.7	13,443	585	4.4
環境省	911	78	8.6	852	74	8.7
防衛省	2,662	118	4.4	2,654	103	3.9
人事院	167	34	20.4	167	33	19.8
会計検査院	367	43	11.7	378	43	11.4
合計	75,584	7,624	10.1	75,278	7,049	9.4

- 注1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）及び公安職俸給表（二）の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象
- 2 「一般職国家公務員在職状況統計表（平成29年7月1日現在）」（内閣人事局）に基づき作成。防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成
- 3 「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）5級及び6級相当職の職員をいう。

## 府省等別女性国家公務員登用状況（係長相当職（本省））

（平成29年7月1日現在）

	平成29年7月1日現在			（参考）平成28年7月1日現在		
	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)
内閣官房	331	51	15.4	322	49	15.2
内閣法制局	17	5	29.4	17	5	29.4
内閣府	341	102	29.9	339	91	26.8
宮内庁	295	33	11.2	291	34	11.7
公正取引委員会	276	58	21.0	268	63	23.5
国家公安委員会（警察庁）	1,187	145	12.2	1,154	150	13.0
個人情報保護委員会	24	8	33.3	16	5	31.3
金融庁	477	112	23.5	492	120	24.4
消費者庁	111	49	44.1	100	41	41.0
復興庁	51	10	19.6	40	3	7.5
総務省	995	289	29.0	981	300	30.6
法務省	550	103	18.7	540	106	19.6
外務省	812	416	51.2	886	445	50.2
財務省	991	206	20.8	907	203	22.4
文部科学省	692	214	30.9	721	217	30.1
厚生労働省	1,567	390	24.9	1,548	354	22.9
農林水産省	1,976	535	27.1	2,075	545	26.3
経済産業省	1,261	408	32.4	1,314	396	30.1
国土交通省	2,657	350	13.2	2,639	331	12.5
環境省	481	123	25.6	472	113	23.9
防衛省	735	173	23.5	728	164	22.5
人事院	113	45	39.8	120	45	37.5
会計検査院	331	120	36.3	317	107	33.8
合 計	16,271	3,945	24.2	16,287	3,887	23.9

注1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）及び公安職俸給表（二）の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成

3 「係長相当職（本省）」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）3級及び4級相当職の本省職員をいう。

## ○ 指定職相当における女性国家公務員の登用状況(平成29年7月31日現在)

	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
平成29年7月31日 現在	1,015	39	3.8
(参考) 平成28年7月31日 現在	1,005	36	3.6

(注) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

○ 女性職員が就いている指定職官職名一覧（平成 29 年 7 月 31 日現在）

府省名	官職名
内閣官房	内閣審議官（内閣人事局）
	内閣審議官（まち・ひと・しごと創生本部事務局次長）
	内閣審議官（文化庁移転等担当）
	内閣審議官（児童虐待防止対策等担当）
内閣府	男女共同参画局長
	官房審議官（経済財政分析担当）
宮内庁	式部副長
公正取引委員会	審査局長
個人情報保護委員会	事務局長
金融庁	証券取引等監視委員会事務局次長 併任 総務企画局審議官（官房担当）
消費者庁	消費者庁長官
総務省	情報流通行政局長
法務省	人権擁護局長
	大臣官房審議官（入国管理局担当）
外務省	外務省研修所長
財務省	大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
	大臣官房付（派遣職員 地球環境ファシリティ事務局長）
文部科学省	国立教育政策研究所長
厚生労働省	大臣官房総括審議官（国際保健担当）
	社会・援護局長
	人材開発統括官
	大臣官房審議官（雇用環境・均等、子ども家庭、少子化対策担当）
	大臣官房審議官（医療保険担当）
	大臣官房総合政策・政策評価審議官
	中央労働委員会事務局審議官（調整、企画広報担当）
	国立障害者リハビリテーションセンター総長
関東信越厚生局長	
農林水産省	大臣官房輸出促進審議官
	関東農政局長
経済産業省	特許庁長官
	特許庁審判部長
	東北経済産業局長
国土交通省	住宅局長
	大臣官房政策評価審議官（秘書室長）
	札幌管区気象台長
環境省	大臣官房環境保健部長
人事院	事務総局総括審議官
	人材局試験審議官
	給与局次長

（注）一般職給与法の指定職俸給表は適用されないものの、指定職と同等の官職のうち、女性職員が就いている官職は以下のとおり。

府省名	官職名	適用される俸給表
法務省	保護局長	検察官俸給表
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）	行政職俸給表（一）
	スポーツ庁審議官	行政職俸給表（一）

## 国家公務員の育児休業等の取得状況（平成28年度）

（注）一般職（行政執行法人職員を除く。）及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（平成28年度）の結果について」（平成29年9月29日人事院）から、行政執行法人職員の数値を除き、防衛省の特別職の数値を加えている。

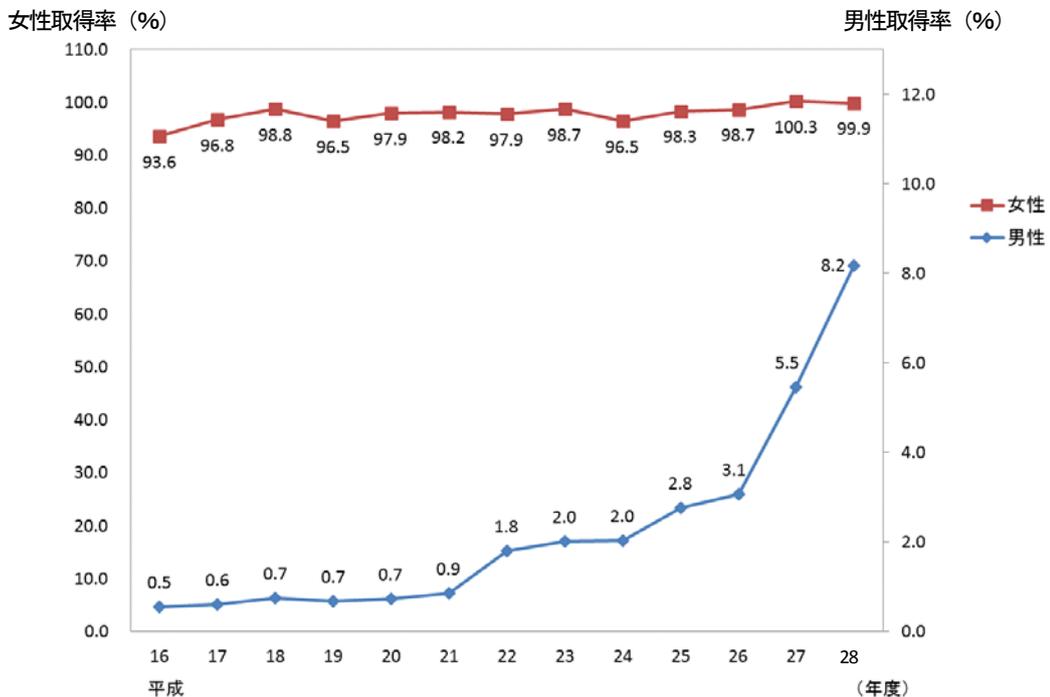
### 1 国家公務員の育児休業の取得状況

#### （1）新規取得者数及び取得率

- 新たに育児休業を取得した男性職員は1,044人、取得率は8.2%（前年度から2.7ポイント増）（調査開始以降、最高数値）
- 新たに育児休業を取得した女性職員は2,800人、取得率は99.9%（前年度から0.4ポイント減）

	男性職員			女性職員		
	新規取得者数 (A) (人) <small>注1</small>	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (B) (人) <small>注2</small>	取得率 A/B (%) <small>注3</small>	新規取得者数 (A') (人) <small>注1</small>	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (B') (人) <small>注2</small>	取得率 A' / B' (%) <small>注3</small>
平成28年度	1,044	12,764	8.2	2,800	2,804	99.9
平成27年度	700	12,817	5.5	2,794	2,787	100.3

育児休業取得率の推移



注1 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者を除く。）を取得した人数をいう。

2 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員（例えば、平成28年度については平成28年2月4日から平成29年2月2日までに出産した女性職員（産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。））をいう。

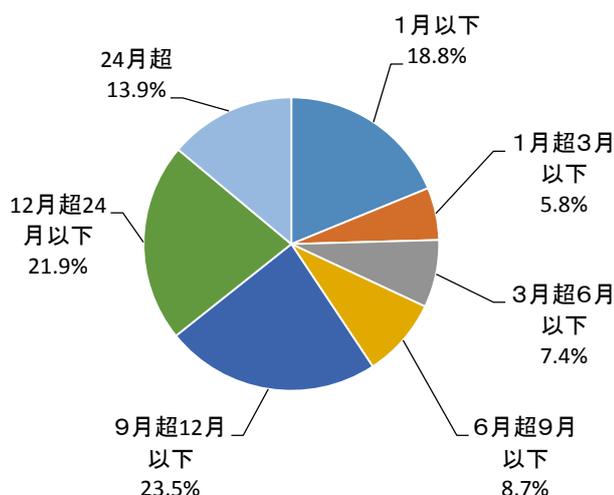
3 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数（例えば、平成28年度については、平成28年度中に新たに育児休業を取得した者（平成25～27年度に取得可能となった職員数を含む。））」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

【参考】平成28年度における一般職（行政執行法人職員を含む。）の国家公務員の男性の育児休業取得率は14.5%（「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（平成28年度）の結果について」（平成29年9月29日人事院））

## (2) 新規取得者の育児休業期間

- 平成28年度に新たに育児休業を取得した職員の休業期間の平均は、11.9月（男性2.3月、女性15.5月）。前年度は、12.7月（男性2.6月、女性15.2月）となっている。
- 休業期間の分布状況は、「9月超12月以下」が23.5%と最も多く、次いで「12月超24月以下」が21.9%の順となっている。

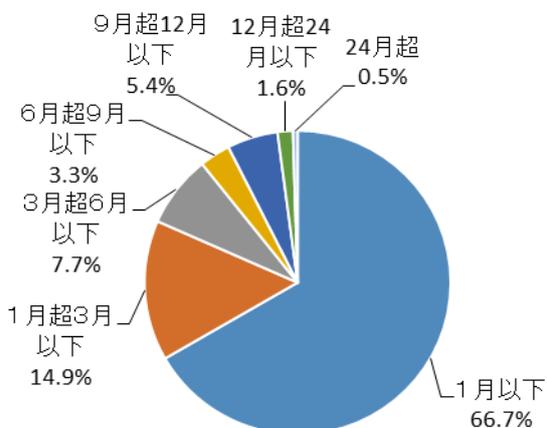
育児休業期間の状況(全職員)



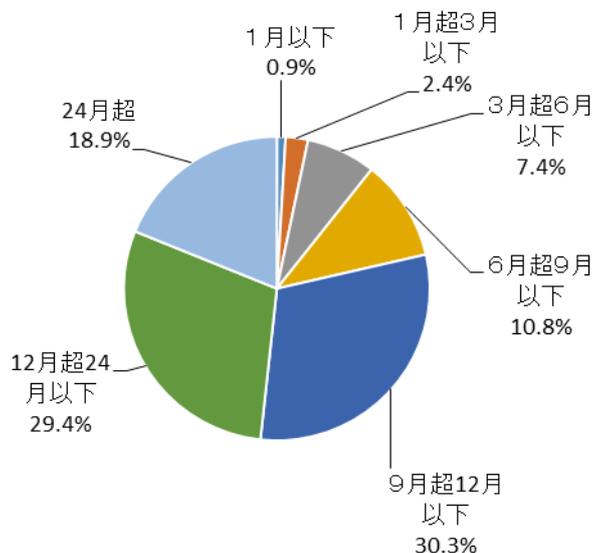
(注) 円グラフの内訳は、それぞれ四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある（以下の各円グラフについて同じ）。

- 休業期間の分布状況を男女別にみると、男性は「1月以下」が66.7%と最も多く、女性は「9月超12月以下」が30.3%と最も多い。

育児休業期間の状況(男性)



育児休業期間の状況(女性)



## 2 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇（「男の産休」）の使用状況

- 「男の産休」5日以上使用率（「配偶者出産休暇」（2日）と「育児参加のための休暇」（5日）を合わせて5日以上使用した職員の割合）は、前年度から8.3ポイント増（調査を開始した平成26年度から14.4ポイントの大幅増）の39.1%となり、調査開始以降、最高数値

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
「男の産休」 5日以上使用率 (%)	24.7	30.8	39.1

### （1）配偶者出産休暇

平成28年度に子が生まれた男性職員（12,764人）のうち、配偶者出産休暇を使用した男性職員の割合は77.5%（9,898人）（前年度73.1%（9,373人））、平均使用日数は1.8日（前年度1.8日）となっている。

（注） 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇

### （2）育児参加のための休暇

平成28年度に子が生まれた男性職員（12,764人）のうち、育児参加のための休暇を使用した男性職員の割合は56.9%（7,261人）（前年度43.5%（5,571人））、平均使用日数は3.5日（前年度3.4日）となっている。

（注） 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前産後期間中に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇

### （3）配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を合わせた使用状況

平成28年度に子が生まれた男性職員（12,764人）のうち、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員の割合は80.1%（10,223人）（前年度75.0%（9,607人））、配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上使用した男性職員の割合は39.1%（4,997人）（前年度30.8%（3,951人））となっている。

（注） 「配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員」には、どちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。

【参考】平成28年度における一般職（行政執行法人職員を含む。）の国家公務員の「男の産休」5日以上使用率は52.4%（「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（平成28年度）の結果について」（平成29年9月29日人事院））

## 国家公務員の育児休業の新規取得状況

(上段：平成28年度、下段：平成27年度)

府省名	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (A) (人)	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (B) (人)	取得率 A/B (%)	新規 取得者数 (A') (人)	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (B') (人)	取得率 A'/B' (%)
内閣官房	1	29	3.4	3	3	100.0
	2	38	5.3	2	2	100.0
内閣法制局	0	3	0.0	1	1	100.0
	0	1	0.0	2	2	100.0
内閣府	5	61	8.2	25	25	100.0
	6	56	10.7	9	9	100.0
宮内庁	0	23	0.0	2	2	100.0
	1	30	3.3	3	3	100.0
公正取引委員会	6	31	19.4	11	11	100.0
	5	21	23.8	6	7	85.7
国家公安委員会 (警察庁)	2	184	1.1	18	18	100.0
	3	162	1.9	26	25	104.0
個人情報保護委員会	0	4	0.0	0	0	-
	1	1	100.0	0	0	-
金融庁	6	74	8.1	12	13	92.3
	4	70	5.7	16	17	94.1
消費者庁	2	7	28.6	2	2	100.0
	0	5	0.0	2	2	100.0
復興庁	0	6	0.0	0	0	-
	0	15	0.0	0	0	-
総務省	10	93	10.8	35	35	100.0
	9	98	9.2	38	38	100.0
法務省	110	1,533	7.2	363	364	99.7
	79	1,513	5.2	336	335	100.3
外務省	11	154	7.1	69	72	95.8
	4	168	2.4	56	56	100.0
財務省	420	1,729	24.3	661	668	99.0
	220	1,687	13.0	669	650	102.9
文部科学省	9	76	11.8	26	26	100.0
	6	78	7.7	24	24	100.0
厚生労働省	223	545	40.9	205	205	100.0
	166	610	27.2	235	234	100.4
農林水産省	37	328	11.3	125	125	100.0
	38	340	11.2	118	119	99.2
経済産業省	28	189	14.8	92	95	96.8
	8	147	5.4	98	102	96.1
国土交通省	70	1,433	4.9	225	225	100.0
	65	1,561	4.2	239	256	93.4
環境省	9	52	17.3	16	17	94.1
	7	60	11.7	20	19	105.3
防衛省	86	6,172	1.4	893	882	101.2
	66	6,100	1.1	878	870	100.9
人事院	4	11	36.4	7	7	100.0
	5	14	35.7	5	5	100.0
会計検査院	5	27	18.5	9	8	112.5
	5	42	11.9	12	12	100.0
合計	1,044	12,764	8.2	2,800	2,804	99.9
	700	12,817	5.5	2,794	2,787	100.3

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（平成28年度）の結果について」（平成29年9月29日人事院）から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成

2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者を除く。）を取得した人数をいう。

3 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員（平成28年度については平成28年2月4日から平成29年2月2日まで、平成27年度については平成27年2月3日から平成28年2月3日までに出産した女性職員（産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。））をいう。

4 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数（当該年度中に新たに育児休業を取得した者（平成28年度については平成25～27年度、平成27年度については平成24～26年度に取得可能となった職員数を含む。））」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

## 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

(上段：平成28年度、下段：平成27年度)

府省名	当該年度中に 子が生まれた 男性職員数 (A) (人)	配偶者出産休暇		育児参加のための休暇		配偶者出産休暇及び 育児参加のための休暇	
		(A)のうち 配偶者出産休 暇を使用した 職員数(B) (人)	使用率 B/A (%)	(A)のうち 育児参加のた めの休暇を使 用した職員数 (B') (人)	使用率 B'/A (%)	(A)のうち 合わせて5日 以上の休暇を 使用した職員 数(C) (人)	使用率 C/A (%)
内閣官房	29	21	72.4	11	37.9	7	24.1
	38	30	78.9	24	63.2	14	36.8
内閣法制局	3	3	100.0	2	66.7	1	33.3
	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
内閣府	61	42	68.9	25	41.0	20	32.8
	56	34	60.7	22	39.3	12	21.4
宮内庁	23	21	91.3	16	69.6	12	52.2
	30	24	80.0	12	40.0	10	33.3
公正取引委員会	31	26	83.9	25	80.6	17	54.8
	21	15	71.4	13	61.9	10	47.6
国家公安委員会 (警察庁)	184	145	78.8	86	46.7	51	27.7
	162	115	71.0	49	30.2	24	14.8
個人情報保護委員会	4	3	75.0	2	50.0	1	25.0
	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
金融庁	74	52	70.3	39	52.7	23	31.1
	70	57	81.4	42	60.0	22	31.4
消費者庁	7	5	71.4	4	57.1	3	42.9
	5	4	80.0	3	60.0	1	20.0
復興庁	6	5	83.3	4	66.7	2	33.3
	15	15	100.0	11	73.3	7	46.7
総務省	93	64	68.8	44	47.3	27	29.0
	98	65	66.3	34	34.7	17	17.3
法務省	1,533	1,317	85.9	1,042	68.0	789	51.5
	1,513	1,259	83.2	746	49.3	457	30.2
外務省	154	54	35.1	38	24.7	28	18.2
	168	48	28.6	33	19.6	21	12.5
財務省	1,729	1,663	96.2	1,626	94.0	1,509	87.3
	1,687	1,609	95.4	1,552	92.0	1,363	80.8
文部科学省	76	45	59.2	29	38.2	9	11.8
	78	48	61.5	21	26.9	9	11.5
厚生労働省	545	498	91.4	468	85.9	367	67.3
	610	552	90.5	504	82.6	405	66.4
農林水産省	328	248	75.6	157	47.9	102	31.1
	340	257	75.6	151	44.4	94	27.6
経済産業省	189	131	69.3	94	49.7	60	31.7
	147	109	74.1	65	44.2	43	29.3
国土交通省	1,433	988	68.9	578	40.3	375	26.2
	1,561	1,130	72.4	635	40.7	405	25.9
環境省	52	45	86.5	34	65.4	29	55.8
	60	43	71.7	33	55.0	22	36.7
防衛省	6,172	4,493	72.8	2,914	47.2	1,545	25.0
	6,100	3,915	64.2	1,586	26.0	989	16.2
人事院	11	11	100.0	9	81.8	9	81.8
	14	12	85.7	11	78.6	9	64.3
会計検査院	27	18	66.7	14	51.9	11	40.7
	42	30	71.4	22	52.4	15	35.7
合計	12,764	9,898	77.5	7,261	56.9	4,997	39.1
	12,817	9,373	73.1	5,571	43.5	3,951	30.8

注 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(平成28年度)の結果について」(平成29年9月29日人事院から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成)